

# 新型コロナウイルス感染拡大に係る石川県緊急事態措置

1. 期間 令和2年4月16日（木）～5月6日（水）

2. 区域 石川県全域

3. 実施する措置の内容

(1) 「石川県緊急事態宣言」（4月13日）から引き続き取り組むもの

① 日常生活における**3つの条件**（密閉、密集、密接）が同時に重なる場を**徹底的に回避**

② **不要不急の外出の自粛の要請**（特措法第45条第1項）

特に、繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りの自粛を強く要請

→ 最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す

③ 都道府県をまたぐ**不要不急の往来**の自粛要請

# 新型コロナウイルス感染拡大に係る石川県緊急事態措置

## (2) 国による指定を受けて新たに取り組むもの

### ①施設の使用停止要請

**(実施期間：4月21日～5月6日)**

#### i) 基本的に**休止等を要請する施設** (特措法第24条第9項)

遊興施設等、劇場、集会所など106業種

#### ii) 基本的に**休止を要請しない施設** (適切な感染防止対策の協力を要請)

社会生活を維持する上で必要な施設 (医療施設、生活必需品販売施設、飲食店等)

社会福祉施設等 (保育所、介護老人保健施設等)

※飲食店については、午前5時から午後8時までの間の営業を要請し、

酒類の提供は夜7時までとすることを要請

# 新型コロナウイルス感染拡大に係る石川県緊急事態措置

県の要請に応じて、施設の使用停止等にご協力いただいた中小企業等に対し協力金を支給

＜支給額＞ 1事業者あたり**50万円**（個人事業主の場合は**20万円**）

## 対象要件

休業や営業時間短縮の要請等を受けた施設を運営する**中小企業及び個人事業主**に対し、

- ・休業等を要請する**全期間にわたる休業**
- ・飲食店等の食事提供施設の場合は**全期間にわたる営業時間の短縮**の協力をいただいた場合に支給

(2) 国による指定を受けて新たに取り組むもの

- ②屋内外を問わず、密集状態等が発生するおそれのある**イベントの開催自粛**の要請
- ③生活必需品の確保
- ④問い合わせ等にしっかり対応を行う**相談窓口**設置